

健康危機に対応した保健所等組織統合のあり方についての研究

ヤマモト	サトコ	フジモト	シンイチ	カミオ	ユカ
山本	覚子*	藤本	眞一 ^{2*}	神尾	友佳*
コクボ	カズヒロ	イナバ	シズヨ	フジワラ	ナオコ
小窪	和博 ^{3*}	稲葉	静代 ^{4*}	藤原	奈緒子 ^{5*}

目的 全国の保健所およびその統合組織の実態を把握し、保健所の重要な任務である健康危機管理の体制を今後とも推進するためのより良い組織および権限付与のあり方を提言していくことを目的とした。

方法 全国の保健所設置主体、合計123都道府県市区（以下、「県市区」という。）に郵送による自記式調査を実施し、平成14年10月現在の、各地方自治体の保健所と福祉事務所等の統合組織（以下、「統合組織」という。）の実態、および名称等について情報を得た。それらの調査資料をもとに、各県市区の健康危機管理対応のあり方を考察した。

結果 112県市区（全都道府県、48市、17区）から回答（回収率91.0%）があった。統合組織は、市区では7市1区、都道府県では31府県存在していた。統合組織の長は、統合組織全体では医師34.7%、事務吏員63.5%、医師以外の技術吏員1.6%であった。統合組織の長と保健所長との間の情報提供のルールをあらかじめ作っているところはなかった。外部からの電話による問い合わせや、文書送付時の名称は、統合組織名を使用しているところが多かった。統合組織名は様々であったが、富山県や横浜市では、法律上の保健所の名称として「保健所」の名称は使用せず、それぞれ統合組織名である「厚生センター」、「福祉保健センター」を使用していた。

考察・結論 保健所と福祉事務所の組織統合については、市区ではあまり進んでいなかったが、都道府県では31府県で、組織統合があり、約7割を占めており、単独の組織として保健所を考えることはもはや無意味である。統合形態としては、今後「ミニ県庁型」の組織統合が流行するものと予想される。また、統合組織の長からみた保健所長の位置付けから、健康危機発生時に、迅速な対応ができるのか疑問が残る。さらに、「〇〇保健所」と名乗らない「保健所」もあり、重大な問題があると考えられる。

Key words : 健康危機管理, 保健所, 福祉事務所, 統合組織, 地方分権

* 県立広島女子大学生生活科学部人間福祉学科

^{2*} 滋賀県草津保健所

^{3*} 岐阜県東濃地域保健所

^{4*} 名古屋市衛生研究所

^{5*} 広島大学大学院医学系研究科保健学専攻

連絡先：〒734-8558 広島県広島市南区宇品東

1-1-71 県立広島女子大学生生活科学部人間福祉学

科
山本覚子